

愛知県保険医協会

学生会員ニュース No.43

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <http://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

急に春の気配がしてきました。春めいてくると、気になるのが花粉症。花粉の飛ばない春だったら最高なのに・・・、と思う花粉症の私です。

さて、また新しい年度がスタートします。ぜひ、引き続き愛知県保険医協会と学生会員ニュースをよろしくお願いします。今回は、「遠隔診療」について取り上げています。皆様のご意見を聞かせてもらえるとうれしいです。

【遠隔診療とは？】

離れた場所にいる医師と患者を情報通信機器でつないで行う「遠隔診療」。「忙しい現代人にとって、便利で良いのでは？」という声も聞かれますね、ここでは遠隔診療についてみていきたいと思います。

医師が遠隔地にいる患者に対して通信技術などを利用して診察を行う遠隔診療は、長年に渡って「離島・へき地で慢性疾患を患っている患者に提供できる限定的な診療」と理解されてきました。

しかし、2015年6月に骨太の方針に「遠隔医療の推進」が盛り込まれ、それを受け厚生労働省が2015年8月10日に出した事務連絡で、「離島、へき地」「診療内容の例」について、これらはあくまで例示であることが示され、遠隔診療の適用範囲を狭く解釈しなくてよいことが広まり、医療界へ大きな影響を与えました。

この通知発出後、保険診療上の検討を置き去りにしたまま、事実上遠隔診療が解禁と受け取られ、多忙のため受診困難な都市部の勤労者むけにインターネットを使用した「遠隔診療」を請け負う業者がすでに営業を始めているという実態があります。

厚生労働省からは「地方都市の郊外在住で花粉症を患っているものの、移動手段を十分に持ち合わせておらず、なかなか病院に行けない患者に対して、直接の対面診療と適切に組み合わせた上でオンラインでのビデオ通話による診療を行うこと」等が例として示されており、都市部では既に慢性的な疾患について、スマホ等を使って実際に指導等して、処方箋を郵送するという診療が行われ始めています。また、2018年度の診療報酬改定では、より遠隔診療を推進する方向で議論が進められています。

遠隔診療は、患者にとって忙しい中で受診する時間を省けるという利点があります。しかし、医師の診察は視診だけでなく触診、聴診等総合的な判断を行っています。患者の利便を求めるあまり十分な医療が提供できなければ本末転倒となります。患者の真の利益より、経済成長を名目とした産業界の利潤追求が優先されることがないように、今後の議論に注目していく必要があります。

